

所管部課	まちづくり部 都市基盤課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市みどりの保護・育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項
					2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市みどりの保護・育成に関する条例			
	部課機関	市民生活部環境対策課			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>現在、自然環境の保全を図るため、「東大和市みどりの保護・育成に関する条例」に基づき、「樹木等が所在し、かつ、良好な自然状態を保持している地区であって、その保護を図ることが必要な地区」等において当該面積がおおむね1万平方メートル以上の状態にあるものについては、緑地保護地区として指定することができるとしている。</p> <p>一方、「東大和市地球温暖化対策実行計画（令和7年3月）」及び「東大和市ゼロカーボンシティ宣言（令和7年6月）」に掲げる地球温暖化対策の更なる推進を図るためには、面積要件に関わらず、二酸化炭素の吸収源となる自然環境を積極的に当該地区として指定していく取組が重要である。</p> <p>については、国の通知も踏まえ、当該指定における面積要件に係る規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条中以下の但し書きを新たに追加 <p>ただし、所有者等が、自然環境の保全のためその保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人である場合における面積の基準については、この限りでない。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>緑地保護地区の指定に当たっては、東大和市環境保全審議会の諮問を経る必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					